

育児休業等期間中の 掛金等免除要件が変わります

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月1日から育児休業等期間中の給与や期末手当等にかかる掛金等の免除要件が見直されました。

改正のポイント

- ① 育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月が同じでかつ14日以上育児休業等を取得した場合、その月の給与に係る掛金等が免除になります。
- ② 期末手当等に係る掛金等は1か月を超える育児休業等を取得している場合に限って、掛金等が免除になります。

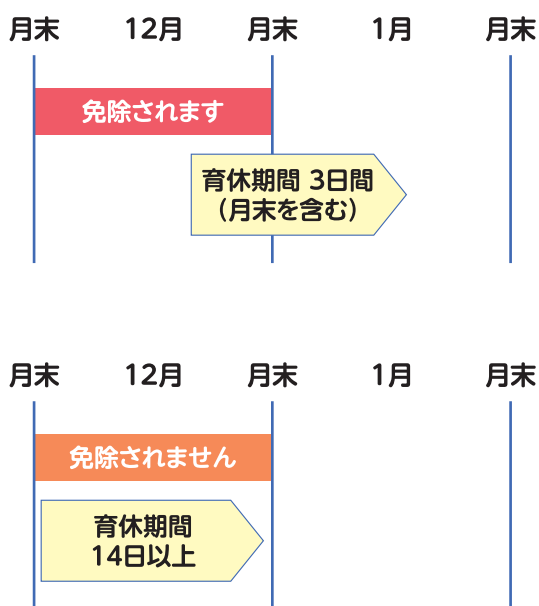


① 給与にかかる掛金等の免除について

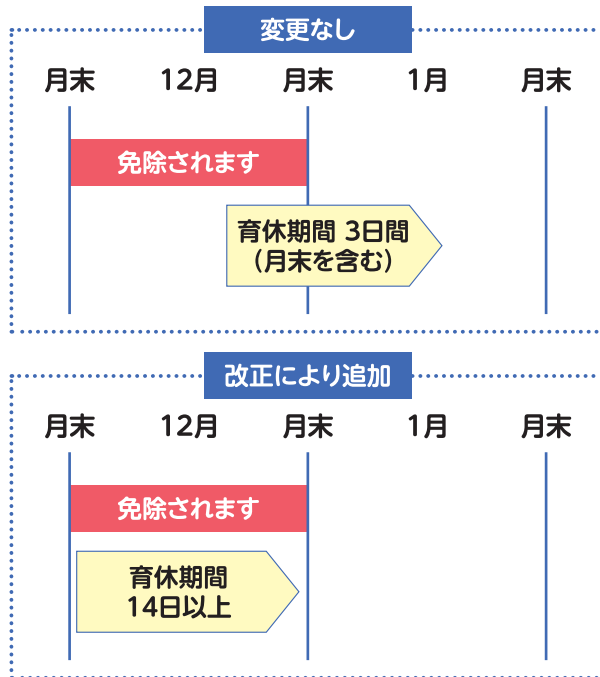
これまでは、月末時点で育児休業等を取得していた場合、その月の掛金等が免除されていましたが、10月からは、下記のように同月内で育児休業等が終了する場合も免除対象となります。

■ 給与にかかる掛金等

令和4年9月まで



令和4年10月から



改正後



その月の末日が育児休業等期間中である場合だけでなく、その月中に14日以上育児休業等を取得した場合も掛金等が免除されます。

